

＜別紙１＞審査基準

審査は下記に示す審査基準に基づき、提出された企画提案書について評価を行う。

なお、最低評価点を 60 点（満点：100 点）とする。このため、総合評価点が 1 位であっても、評価基準点に達しない場合は、受託候補者に選定しないことがある。

No.	評価項目		評価の視点	配点
1	会社概要・実績		・会社の規模等に特に問題はなく、本業務を履行するための十分な経験、技術力を有するか。 ・同規模または類似業務の受託実績（官民間問わず）が十分であるか。	10
2	実施体制・スケジュール		・業務の実施体制及びスケジュールは適切であるか。	10
3	企画提案	機能性	・本業務の趣旨を踏まえた提案・整備内容であるか ・来庁者のわかりやすさ、利用しやすさに配慮した提案・整備内容であるか	30
		デザイン	・全体の考え方が明確かつ統一感のとれたものであるか ・既存の設備・什器や、新たに導入予定の端末等とも調和のとれた本市らしい整備内容であるか	20
4	独自提案		・仕様書に定める内容以外で、市民の利便性向上、市のイメージアップなどにつながる独自提案	20
5	提案価格		※見積金額が最も安価な者を満点、次に安価な者を8点、以下順位が1つ下がるごとに2点減点する。 (最低0点)	10
				100